

奈良県新型インフルエンザ等行動計画の改定について

01. 県行動計画の概要

【行動計画とは】

新型インフルエンザ等政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、対策の基本的方針、平時の準備及び感染症発生時に選択肢となる対策等を定めた計画

（これまでの経緯）

- ・ 県行動計画は、新型インフルエンザ(H1N1)対応の経験を経て、H24年に制定された特措法を受けて、**H25年度に策定**
- ・ R2年に発生した新型コロナウイルス感染症については、R5年5月に5類感染症に位置づけられるまで、**特措法の適用対象として対応**が行われた
- ・ R6年7月、次なる感染症危機への対応に備えて、国の**政府行動計画が改定**されたことを受け、**県行動計画を策定以来初めて全面改定**する

【新型インフルエンザ等行動計画と感染症予防計画】

項目	【R7年6月改定(予定)】 新型インフルエンザ等対策行動計画	整合性の確保 [感染症法第10条]	【R6年4月改定】 感染症予防計画
内容	新型インフルエンザ等の発生に備え、対策の基本的方針、平時の準備及び感染症発生時に選択肢となる対策等を定めた計画		感染症の予防の総合的な推進を図るため、感染症の発生予防及びまん延防止に関する施策や方針等を定めた基本的な計画
主体	国、都道府県、市町村		都道府県、保健所設置市
根拠法令	新型インフルエンザ等対策特別措置法 ※感染症有事における 危機管理 のための制度		感染症法
目的	国民の生命及び健康 の保護、 国民生活及び国民経済 に及ぼす影響の最小化		感染症の発生予防及びまん延防止により 公衆衛生 の向上及び増進
対象の感染症	特定の感染症 (新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症)		すべての感染症 (1類～5類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症)
規定内容	迅速な初動対応 のための体制や、 経済社会全体にわたる総合的な対策 を統一的に講じるために必要な措置を規定		感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療 に関し必要な措置を規定
措置の例	政府対策本部・県対策本部の設置[法第15条,22条]、緊急事態措置[法第32条他]、まん延防止等重点措置[法第31条の6他] 等		医師の届出(発生届)[法第12条]、患者への入院勧告・措置[法第19条他]、医療措置協定の締結[法第36条の3他] 等

奈良県新型インフルエンザ等行動計画の改定について

【改定のポイント】

国行動計画の改定内容に沿って、県計画の改定方針を以下に示す

- 感染症有事の際の対策について、**準備期、初動期、対応期**に分けて記載
- 複数の感染拡大の波が発生することも想定し、**準備期の取組を充実**
- 課題ごとの対策を示す「対策項目」は新型コロナの経験を踏まえ、従来の**6項目から13項目に拡充**
- 行動計画の改定と並行して、**有時における庁内組織体制等**についても検討

新	旧
第1章 はじめに	I はじめに
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針	II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な指針
第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	III 各発生段階における対策
第01節 実施体制	(1) 実施体制
第02節 情報収集・分析	(2) サーベイランス・情報収集
第03節 サーベイランス	
第04節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	(3) 情報提供・共有
第05節 水際対策	
第06節 まん延防止	(4) 予防・まん延防止
第07節 ワクチン	
第08節 医療	(5) 医療
第09節 治療薬・治療法	
第10節 検査	
第11節 保健	
第12節 物資	
第13節 国民生活・国民経済の安定の確保	(6) 国民生活・国民経済
	IV 県内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策

02. 政府行動計画の改定概要

01 平時の準備の充実

- 「訓練でできないことは、実際でもできない」、国や地方公共団体等の関係機関において、**平時より実効性のある訓練を定期的**に実施し、不断に点検・改善
- 感染症法等の計画に基づき、**自治体は関係機関と協定を締結**。感染症発生時の医療・検査の体制立ち上げを迅速に行う体制を確保
- 国と地方公共団体等、JHSと地方衛生研究所等との間の連携体制やネットワークの構築

02 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- **【期 間】** 準備期（発生前の段階）、初動期（国内外でいずれかで感染症が発生した段階）、対応期（国内で新型インフルエンザ等が発生した後の段階）に分けて対策を整理
- **【対策項目】** 6項目→**13項目へ拡充** ①実施体制 ②サーベイランス ③情報収集・分析 ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資 ⑬国民生活・経済の安定の確保
※水際対策や検査、ワクチン等の記載を充実。偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションのあり方などを整理
- **【横断的視点】** I 人材育成 II 国と地方公共団体との連携 III DXの推進 IV 研究開発への支援 V 国際的な連携

03 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切り替え

- 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、**中長期的に複数の波が来ることも想定**して対策を整理
- 状況の変化（検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等）に応じて、**感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替え**

04 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- 予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等の医療DXを進め、国と地方公共団体間等の情報収集・共有・分析・活用の基盤整備
- 将来的に電子カルテと発生届の連携や臨床情報の研究開発への活用等

05 実行性確保のための取組

- 行動計画に沿った取組を推進するとともに**実施状況を毎年度フォローアップ**
※特に検査・医療提供体制の整備、PPE等物資の備蓄状況等は見える化
- 感染症法等の計画等の見直し状況やこれらとの整合性等を踏まえ、**おおむね6年ごとに改定**